

No	要項の記載箇所	質問	回答									
P 1 2募集対象施設	上屋の道路側の荷捌き所の使用も含まれるのでしょうか？また岸壁側の建物後背地も含まれるのでしょうか？若しくは後背地は一般使用として借り受けできるのでしょうか？	今回の上屋の許可利用者は、上屋の東側（道路側）の荷さばき地（A）、北側の上屋用地（B）及び西側（岸壁側）の荷捌き地（C）について、上屋の有効活用のために利用が必要ということであれば、利用を許可することもできます。（下記施設情報、位置図参照）	<p><b>【施設情報※面積等が変更される場合があります】</b></p> <table> <tr> <td>A 須崎ふ頭西5号荷さばき地</td> <td>B 須崎ふ頭西5号上屋用地</td> <td>C 須崎ふ頭西5号荷さばき地</td> </tr> <tr> <td>・面 積：672m<sup>2</sup></td> <td>・面 積：156.7m<sup>2</sup></td> <td>・面 積：288m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>・使用料：85,344円（月額税抜）</td> <td>・使用料：37,837円（月額税抜）</td> <td>・使用料：36,576円（月額税抜）</td> </tr> </table> <p><b>【位置図】</b></p>	A 須崎ふ頭西5号荷さばき地	B 須崎ふ頭西5号上屋用地	C 須崎ふ頭西5号荷さばき地	・面 積：672m <sup>2</sup>	・面 積：156.7m <sup>2</sup>	・面 積：288m <sup>2</sup>	・使用料：85,344円（月額税抜）	・使用料：37,837円（月額税抜）	・使用料：36,576円（月額税抜）
A 須崎ふ頭西5号荷さばき地	B 須崎ふ頭西5号上屋用地	C 須崎ふ頭西5号荷さばき地										
・面 積：672m <sup>2</sup>	・面 積：156.7m <sup>2</sup>	・面 積：288m <sup>2</sup>										
・使用料：85,344円（月額税抜）	・使用料：37,837円（月額税抜）	・使用料：36,576円（月額税抜）										

## 博多港港湾施設公募（須崎ふ頭）質問・回答

【R 8.1.13更新】

No	要項の記載箇所	質問	回答
2	P 5 ②提案関係書類	“博多港における港湾運送事業による貨物取扱実績及び予定”について、須崎ふ頭の実績のみを記載するのでしょうか？若しくはコンテナ一船を含めた実績を記載するのでしょうか？	須崎ふ頭を含む博多港全体での貨物取扱実績（コンテナも含みます）について記載をお願いいたします。
3	P 1 2募集対象施設	当該倉庫の海側のシャッター1枚が錆びており、光漏れしているようです。シャッターの修理はしていただけるのでしょうか。	ご指摘のシャッターに関しては、今年度交換する予定です。
4	P 1 2募集対象施設	倉庫北側に2階建ての構造物があります。どのような用途に必要な建物なのでしょうか。	市有施設用の電気室であり、上屋の許可利用者は利用できません。
5	P 3 ①応募申込関係書類（参加資格要件審査関係書類）	(イ)「福岡市・水道局・交通局競争入札資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者…とありますが、弊社はこれまでに福岡市の入札に参加したこと�이ありません。従って資格者の申請を行ったことがありません。いかが対処したら良いでしょうか。	(イ)「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者…は、公募要項P 4、5記載のNo⑥～⑨の書類の提出を免除するとの趣旨です。上記競争入札有資格者名簿に登録されていない者につきましては、公募に応募するにあたって、No⑥～⑨の書類を提出いただく必要があります。（誓約書兼同意書（様式3）において、福岡市税を滞納していないことについて、市内部の照会で確認することに同意をいただいた場合は、⑦(ア)福岡市税を滞納していないことの証明書の提出は不要になります。）
6	P 1 4参加資格要件	「(I)応募できる者は、博多港における「港湾運送事業の許可を受けた者」又は「港湾運送事業の許可を受けた者で構成される企業連合体（組合・部会等）」とします。」とありますが、弊社は、当該埠頭の「港湾荷役事業」の許可書を有しております。これは申請条件を網羅していますでしょうか。	「(I)応募できる者は、博多港における「港湾運送事業の許可を受けた者」又は「港湾運送事業の許可を受けた者で構成される企業連合体（組合・部会等）」とします。」における「港湾運送事業の許可を受けた者」とは、港湾運送事業法第4条の許可を受けた者になります。御社が同法第3条第2号に規定する「港湾荷役事業」について同法第4条の許可を受けている場合は、この要件における「応募できる者」に該当します。
7	P 5 ①応募申込関係書類（参加資格要件審査関係書類）	当社の本社は東京にありますが、本件の公募については、福岡支店長が申請者となり、書類作成等の実務は福岡支店現場店所が実施します。委任状の右上の所在地等については、申請者である福岡支店長を記載し、代理人は福岡支店現場店所を記載、使用印鑑は福岡支店長印でよいでしょうか。	委任につきましては、会社の代表者から権限の委任を受けて、代理で委任事項を実施することになりますので、委任状の右上の所在地等については本社、代理人については本社から権限の委任を受けた者（今回の場合は、福岡支店長又は福岡支店現場店所）になります。（委任状以外の応募書類については、代理人の所在地等及び使用印鑑になります。）